

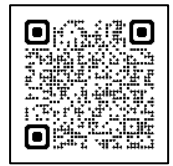
要約筆記の利用にあたって ～ノートテイク～

要約筆記者が、隣に座り、相手の話している内容を文字にして通訳します。
費用はかかりません。個人情報につきましては、守秘義務がございますのでご安心ください。

- 利用例)
- ・通院時、医師の説明が聞こえなくなり困っている。
 - ・携帯電話などの契約で、詳しいことが聞こえずわからない。
 - ・地域の会合、趣味の講座、講演会等、聞こえにくく内容がわからない。

<申請方法>

- ① 通訳申請書を記入し、FAX、または、来所にて申請をします。
ホームページのメールフォームからも申請できます。
- ② 要約筆記者が決まりましたら、FAX、または、メールで通訳決定通知書をお送りします。
- ③ 当日は、申請した場所で要約筆記者と待ち合わせをします。

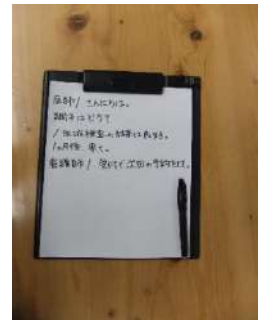


メールフォームはこちらのQRコードから

【用意する物】

- ・A4のコピー用紙、20枚程度
- ・ノートテイク用のペン
- ・A4のバインダー

※用意する物については、派遣事務所にご相談ください。



注意事項

- 初めて会う要約筆記者は、ピンクのストラップの通訳者証をつけています。(右図)
- ノートテイクで要約筆記者が書いたものは、記録ではありませんので、すぐに破棄をお願いいたします。



所沢市登録
要約筆記者

【問合せ】 所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所

電話：04-2939-5064 / FAX：04-2923-4780

メール：5064i@toko-shakyo.or.jp

ホームページ：http://www.toko-shakyo.or.jp/

または

「障がい児・者」👉「コミュニケーション支援事業」👉

「所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所」ページへ

